

青森県報

号外第四号

令和三年
二月五日
(金曜日)

目次

○大規模小売店舗の変更の届出	(商工政策課)	一
○右	同	二
○右	同	三
○右	同	四
○右	同	四
○右	同	五
○右	同	六
○右	同	七
○右	同	八
○右	同	九
○右	同	九
○右	同	〇
○右	同	一
○右	同	二
○右	同	三
○右	同	三
○右	同	三

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カブ・大野店
青森市大字大野字前田七三の四外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦勝重	変 更 後	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	変 更 年月日	平成 三〇・六・一八 (代表者) 令和 三・二・二七 (住所)
-------	--------------------------------------	-------	--	---------	--

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦勝重	変 更 後	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	変 更 年月日	平成 三〇・六・一八 (代表者) 令和 三・二・二七 (住所)
-------	--------------------------------------	-------	--	---------	--

四 届出年月日

令和三年一月十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和三年二月五日から同年六月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年六月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変	更	前	変	更	後	変	更
店 外	(仮称) カブセンター西バイパス 青森市大字石江字三好一三〇の一	店 外	カブセンター西青森店 青森市大字石江字三好一三〇の一	平 成	二 三・三 ・九	年 月 日	

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦勝重	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	平 成	三 〇・六 ・三 (代表者)	令 和	二 ・二 ・二 (住所)	年 月 日	

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦勝重	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	平 成	三 〇・六 ・三 (代表者)	令 和	二 ・二 ・二 (住所)	年 月 日	

四 届出年月日

令和三年一月十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和三年二月五日から同年六月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年六月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガベニーマート観光通店
青森市青葉三丁目六の五外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦勝重	変更後	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター1西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	変更年月日	平成 三〇・六・二六 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)
変更前	三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	変更後		変更年月日	

四 届出年月日

令和三年一月十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和三年二月五日から同年六月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年六月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

有限会社メガ 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦文子	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター1西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	平成 三〇・六・二六 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)
平成 三〇・一・一		

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガ青森勝田店

青森市勝田二丁目二〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦勝重	変 更 後	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 代表取締役 秦雅秀	変 更 年月日	平成 三〇・六・二八 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)
-------	--------------------------------------	-------	--	------------	--

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦勝重	変 更 後	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 代表取締役 秦雅秀	変 更 年月日	平成 三〇・六・二八 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)
-------	--------------------------------------	-------	--	------------	--

四 届出年月日

令和三年一月十九日

五 届出書の縦覧

1 場 所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期 間

令和三年二月五日から同年六月五日まで

3 時 間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和三年六月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガ東青森店・キクヤマメガネ県病通店

青森市東造道三丁目二一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

和田正浩 青森市東造道三丁目五の一	変更なし	変更なし	年月日
紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦勝重	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	平成 三〇・六・二六 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)	年月日
株式会社キクヤメガネ 青森市新町一丁目一の一七 代表取締役 羽田和弘	変更なし	平成 三〇・六・二六 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)	年月日

四 届出年月日

令和三年一月十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和三年二月五日から同年六月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年六月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガ小柳店・宮脇書店青森店

青森市小柳五丁目一九の八外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更
紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦勝重	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	平成 三〇・六・二六 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)

株式会社東東商事 青森市小柳五丁目一九の二 代表取締役 須藤東代吉	変更なし	
---	------	--

変 更 前	変 更 後	変 更 日
-------------	-------------	-------------

紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦勝重	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	平成 三〇・六・二六 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)
株式会社宮脇書店 香川県高松市丸亀町四の八 代表取締役 宮脇範次	変更なし	

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 届出年月日

令和三年一月十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和三年二月五日から同年六月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年六月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カブセンター弘前店

弘前市大字高田四丁目二の一〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦勝重	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	平成 三〇・六・二六 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦勝重	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	平成 三〇・六・二六 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)

株式会社デンコードー 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目 七の〇 代表取締役 井上元延	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 岡田義則	平成 二四・七 (住所) 二九・三・二三 (代表者)
--	--	--

四 届出年月日

令和三年一月十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和三年二月五日から同年六月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年六月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カブセンター神田店

弘前市大字神田三丁目二の八外九筆

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	第一開発株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦雅秀	変更後	紅屋ホールディングス株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	変更年月日	令和 元・五・三六 (名称) 二・二・二七 (住所)
-----	--------------------------------------	-----	--	-------	--

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦勝重	変更後	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	変更年月日	平成 三〇・六・二八 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)
-----	--------------------------------------	-----	--	-------	--

四 届出年月日

令和三年一月十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和三年二月五日から同年六月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
 ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。
 六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年六月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 メガ城東北店

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 弘前市大字城東北四丁目四の一〇

変	更	前	変	更	後	変	更
						年	月
						日	

紅屋商事株式会社
 青森市新町二丁目五の八
 代表取締役 秦勝重

紅屋商事株式会社
 青森市大字石江字三好一三〇の一
 カブセンター1西青森店二階
 代表取締役 秦雅秀

平成
 三〇・六・三六
 （代表者）
 令和
 二・二・二七
 （住所）

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
						年	月
						日	

紅屋商事株式会社
 青森市新町二丁目五の八
 代表取締役 秦勝重

紅屋商事株式会社
 青森市大字石江字三好一三〇の一
 カブセンター1西青森店二階
 代表取締役 秦雅秀

平成
 三〇・六・三六
 （代表者）
 令和
 二・二・二七
 （住所）

四 届出年月日

令和三年一月十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和三年二月五日から同年六月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年六月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (三) 意見及びその理由
- 4 言語
- 意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更
メガ弘前駅前店 弘前市弘前駅前北地区土地区画整理事業地内一―街区	メガ弘前駅前店 弘前市大字駅前二丁目八の二	平成 三〇・四・二六
年月日	年月日	年月日

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更
紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦勝重	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター1西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	平成 三〇・六・二六 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)
年月日	年月日	年月日

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更
		年月日

四 届出年月日

令和三年一月十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和三年二月五日から同年六月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年六月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規

紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦勝重	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター1西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	平成 三〇・六・二六 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)
--------------------------------------	---	--

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベニモール五所川原
五所川原市大字唐笠柳字藤巻六六一の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦勝重	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター1西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	平成 三〇・六・二六 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)
変 更 後	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター1西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター1西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	平成 三〇・六・二六 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目一九の 一〇 代表取締役 吉田直樹	変更なし	
変 更 後	紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦勝重	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター1西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	平成 三〇・六・二六 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)
変 更 前	株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁 目一九の四 代表取締役 北島常好	株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁 目一九の四 代表取締役 鈴木誠	令和 二・二・二二

四 届出年月日

令和三年一月十九日
五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

令和三年二月五日から同年六月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年六月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベニーマート黒石店

黒石市ちとせ一丁目一五四外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦勝重	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンタ1西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	平成 三〇・六・二八 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)
変更後	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンタ1西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンタ1西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	平成 三〇・六・二八 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦勝重	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンタ1西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	平成 三〇・六・二八 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)
変更後	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンタ1西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンタ1西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	平成 三〇・六・二八 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)

四 届出年月日

令和三年一月十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び黒石市役所

2 期間

令和三年二月五日から同年六月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

る。

1 提出期限

令和三年六月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガ黒石店

黒石市ちとせ三丁目二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦勝重	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンタ1西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	平成 三〇・六・二八 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)
変更後	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンタ1西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンタ1西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	平成 三〇・六・二八 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦勝重	変更後	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	変更年月日	平成 三〇・六・二六 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)
-----	--------------------------------------	-----	--	-------	--

四 届出年月日

令和三年一月十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び黒石市役所

2 期間

令和三年二月五日から同年六月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和三年六月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カブセンター柏店

つがる市柏上古川八重崎七四の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦勝重	変更後	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	変更年月日	平成 三〇・六・二六 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)
-----	--------------------------------------	-----	--	-------	--

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	紅屋商事株式会社 青森市新町二丁目五の八 代表取締役 秦勝重	変更後	紅屋商事株式会社 青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター西青森店二階 代表取締役 秦雅秀	変更年月日	平成 三〇・六・二六 (代表者) 令和 二・二・二七 (住所)
-----	--------------------------------------	-----	--	-------	--

四 届出年月日

令和三年一月十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びつがる市役所

2 期間

令和三年二月五日から同年六月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年六月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カブセンター八戸長苗代店

八戸市大字長苗代字前田五三の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前

紅屋商事株式会社
青森市新町二丁目五の八
代表取締役 秦勝重

変更後

紅屋商事株式会社
青森市大字石江字三好一三〇の一
カブセンター西青森店二階
代表取締役 秦雅秀

平成
三〇・六・六
(代表者)
令和
二・二・七
(住所)

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前

紅屋商事株式会社
青森市新町二丁目五の八
代表取締役 秦勝重

変更後

紅屋商事株式会社
青森市大字石江字三好一三〇の一
カブセンター西青森店二階
代表取締役 秦雅秀

平成
三〇・六・六
(代表者)
令和
二・二・七
(住所)

四 届出年月日

令和三年一月十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和三年二月五日から同年六月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年六月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円